市	人口	策定年	<u>基</u> 準	基準日	1学級の適正規模	公立幼稚園数
A市	4 6 万人	R6	新入園児数が3年連続して、定員の半数以下となった場合は、原則、廃止			9園
B市	3 1 万人	H30	ア) 2年連続10人以下 → 早期に再編 イ) 2年連続19人以下 → 3年までに再編 ウ) 2年連続50%未満 → 再編対象園の明示 ※単年度で10人以下の場合でも状況に応じ再編を考慮	5月1日		10園
			基準1(原則)入園式の日の入園児数が、3年連続14人以下となる場合、翌年4月から統廃合とする	入園式	15人~30人	9園
			<mark>基準2</mark> 1に関わらず、入園式の日の入園児数が、2年連続9人以下となる場合は、翌年4月から統廃合とする		5人程度の小グループを3つ以上	(うち3園休園)
C市	4 7 万人	H30	基準3 1・2に関わらず、新年度の園児募集終了時点で4人以下の出願者数となる場合は、翌年4月より休園とし、当該年度末をもって統廃合とする学級編制基準日(入園式の日)の入園児数が14人以下となる場合は、その人数に応じて、段階的に休園、統廃合を行っていく。・出願者数が0人~4人の場合は、翌年4月に休園し、翌々年4月に統廃合する。ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日(入園式の日)の園児数が15人以上である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行う。その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。・入園児数が5人~9人の場合が2年連続続くと翌年4月に統廃合する。・入園児数が10人~14人の場合が3年連続続くと翌年4月に統廃合する。・ 小園児数が10人~14人の場合が3年連続続くと翌年4月に統廃合する。・ 例外1として、基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。・ 例外2として、各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。 ③休園・統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日(入園式の日)から適用する。ただし、暫定的な措置により平成30年度を休園した園について			
			は、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集は行うものとする。 以下の項目に基づき、優先順位をつけていく			29園
D市	5 2 万人	R3	同一小学校区に市立幼稚園及び市立保育所がある → 幼保一体化 3年連続して4歳の園児数が20人未満 → 適正規模 現在の4歳児の園児数が10人以下など極小となっている → 適正規模 公共施設等総合管理計画の老朽度の指数が50点以下 → 老朽化			
E市	2 4 万人	H22	異年齢混合1クラス(4歳児、5歳児の合計人数が30人以下) → 近隣の市立幼稚園との統合、近隣の市立保育園との一体化のための取組を行う 年度開始の4月1日現在において、新入園児数が10名未満となり、かつ全園児数が15名以下となる幼稚園については、原則として当該年度の次年度以降に係る新入園児の募集を中止する。	4月1日	3歳児は原則20人以下とし、4・5歳児については35人以下とする。各年齢2学級が確保可能となる規模(H22)	5 4園
					(1122)	6園
F市	35万人	H26	翌年度に在園する園児が0名となる → 翌年度の閉園手続き 当該年度の途中で在園する園児が0名 → その時点から休園の手続き及び翌年度の閉園の手続き			
G 市	149万人	R6	一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			28園
H市 ————	4 2 万人	R7	少なくとも1学年5人を必要な人数として、当年度における3歳児及び4歳児の合計人数が10人未満の場合は再編を検討します。	4月1日	各学年10人以上	17園
市	19万人	R6	在籍する園児数が2年続けて20名未満となる園については、再編を検討		年齢別のクラス編成ができる園児 数20名	21園 (うち7園休園)
亅市	137万人	R5	1園当たり10名未満となった場合、翌年度に行う園児の募集を停止し、すべての在籍園児がが卒園する年度末で閉園とする。 A:「当該年度の在籍園児数」の判定 5月1日から8月31日までの「当該年度の在籍園児数」が一度でも10名未満となった場合 B:「翌年度の在籍園児数」の判定 10月31日時点における「翌年度の見込み在籍園児数」が10名未満となった場合		1学級当たり10名程度以上	15園